

釜石市条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、釜石市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加しようとする者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち、予定価格が130万円を超える工事とする。ただし、特別な事情により、市長が条件付一般競争入札に適さないと認める場合を除く。

(入札参加資格)

第3条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 釜石市営建設工事等請負資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。
- (2) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 釜石市市営建設工事に係る指名停止措置要綱（平成18年釜石市告示第88号の2）に基づき、指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けている者であること。

2 市長は、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 名簿における建設工事の種類別の区分又は等級別の格付
- (2) 県営建設工事競争入札参加資格者名簿への登録に関すること。
- (3) 本店、支店又は営業所等の所在地に関すること。
- (4) 経営事項審査に基づく総合評定値に関すること。
- (5) 同種又は類似工事の実績に関すること。
- (6) 配置予定技術者の資格等に関すること。
- (7) その他必要な事項

(入札の公告)

第4条 市長は、対象工事を条件付一般競争入札に付す時は、次に掲げる事項について、公告するものとする。

- (1) 入札に付す事項（工事名、工事場所、工事内容、工期）
 - (2) 入札予定日、場所
 - (3) 入札参加資格
 - (4) 入札参加資格等に関する書類、提出期限
 - (5) 設計図書等の閲覧期間、場所
 - (6) 入札の無効に関する事項
 - (7) その他必要な事項
- 2 前項の公告は、釜石市のホームページに掲載する方法により行うものとする。
- 3 第1項に規定する公告を行なう日は、原則として毎週月曜日とする。ただし、その日が、本市の休日に当たる場合は、翌開庁日とする。
- （入札参加に関する書類の提出）

第5条 市長は、条件付一般競争入札への参加を希望する者に次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 条件付一般競争入札参加申請書(様式第1号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 対象工事において、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に基づく総合評定値が条件として設定された場合は、前項の書類に加えて、最新の経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出させるものとする。

（入札参加に関する書類の提出期限）

第6条 入札参加に関する書類の提出期限は、入札執行日の3日（本市の休日を除く。）前までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（入札参加資格の確認）

第7条 市長は、第5条第2項に該当する場合は提出された入札参加資格に関する書類を審査し、当該工事の入札参加についての資格の適否を入札参加資格適合・非適合通知書（様式第2号）により、当該入札参加申請者に確認結果を通知する。

（入札参加者）

第8条 入札参加者（第5条第2項に該当する工事の場合は前条の審査により資格があると認められた者）が1者以上ある場合は、入札を執行するものとする。

附 則

この告示は、平成25年10月15日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。